

# 一般社団法人 文化財保存修復学会選挙規則

2009年10月21日制定

2011年8月5日改定

- 第1条 (適用の範囲) 理事および監事の選挙は、定款に定めるところによるほか、この規則によって行う。
- 第2条 被選挙人は、選挙の年の公示日における正会員であって立候補したものとする。ただし、第4条に定める選挙管理委員は立候補することができない。
- 第3条 選挙人は、選挙の公示日における正会員とする。
- 第4条 選挙の管理は選挙管理委員会が行う。委員は6名とし、理事会が正会員の中から選出し、会長が委嘱する。
- 第5条 選挙管理委員会は選挙の公示後、1ヶ月以上の期間を定め、理事の立候補を受け付ける。
- 第6条 立候補者は、選挙管理委員会が別に定める書式により、選挙管理委員会へ届けるものとする。
- 第7条 有効な投票が選挙人総数の10分の1を超えないときは選挙を無効とする。無効となった場合には再選挙を行う。
- 第8条 選挙管理委員会は、理事の立候補者名を記した投票用紙を作成する。
- 第9条 選挙人は前条の投票用紙中の理事の立候補者より10名以内を無記名投票する。10名を超える投票は無効とする。
- 第10条 得票数の多いものから10名までを理事の当選と定める。ただし、得票数が等しい場合は、選挙管理委員会が抽選によって当選者を決定する。
- 第11条 理事の被選挙人総数が10名を超えなかった場合には、信任投票とする。投票の結果、投票総数の過半数を得た者を当選者とする。当選者が10名に満たない場合は当選者が正会員の中から理事を委嘱することができる。
- 第12条 選挙人は、被選挙人とは別に委嘱される理事の候補者として、正会員の中から推薦することができる。
- 第13条 当選者は、選挙人による被選挙人とは別に委嘱される理事の候補者の推薦結果を尊重しつつ、専門性、地域性、年齢構成等を考慮した上で、若干名の理事を委嘱することができる。
- 第14条 監事は理事長が2名以内で指名し、総会で選任する。
- 第15条 理事の欠員を生じたときには、理事会が委嘱することができる。監事に欠員を生じた2名を下回る場合には、次の総会を待たずに選任手続きを進める。
- 第16条 (本規則の改定) 本規則の改定および廃止は理事会の審議を経て行う。
- 付則
1. この規定は、2009年10月21日より施行する。
  2. この規定は、2011年8月5日より施行する。